

「くじゅう森林公園スキー場」 利用約款

第1条（目的）

当約款は、九重森林公園株式会社が運営するくじゅう森林公園スキー場（以下「当施設」という）管理区域内における施設利用者の安全と施設の維持向上を目的としています。

当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準・2013年10月改訂版」に準じ、また社会通念上の判断に準じます。

第2条（禁止事項）

当施設利用に関して以下の事を禁止いたします。

- ① 規制されたコースでの滑走やコース外などの立入禁止区域へ進入すること
- ② 施設内のネット・ロープ・標識や掲示物などを傷つけたり破損させること
- ③ 施設内の立木・リフト支柱・照明支柱・人工降雪設備の間地かを滑走すること
- ④ 他の利用者の滑走を妨げたり、故意に間地かを滑走すること
- ⑤ リフト等索道の運行を故意に妨げること
- ⑥ 飲酒や薬物等の影響により心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑦ ゲレンデ・施設内への飲食物の持ち込みをすること
- ⑧ 施設内で許可なく営業行為を行うこと
- ⑨ その他、これらに類する行為・法令等で禁止されていること

第3条（行動規則）

スノースポーツには様々な危険が伴うことから事故防止と他者に対しての注意義務が求められます。

以下の行動規則を守ってご利用ください。

- ① 他者の体や持ち物を傷つけたり、他者の安全を脅かしてはならない
- ② 前方の滑走者の滑走進路を妨害してはならない。
- ③ 地形・天候・雪質・体調・混雑状況に合わせたスピードコントロールし、いつでも危険を回避できるように、努めなければならない。
- ④ 他者を追い越す場合はあらゆる行動を予想し、危険のない間隔を空けなければならない。
- ⑤ 滑り始める時・合流地点・コースを横切るには、周囲の安全を確認しなければならない。
- ⑥ コース内で長時間立ち止まったり座り込んではならない。転倒したりやむなく止まらなければならぬ場合には速やかに端に避けコースを空けなければならない。
- ⑦ コース内を登る時・歩く時・立ち止まる時はコースの端を利用しなければならない。
- ⑧ 掲示・標識・放送等の注意を守り、施設パトロール・係員の指示には従わなければならない。
- ⑨ 当施設では許可した滑走用具以外は使用することができない。
- ⑩ 事故に遭遇した場合は救助活動・通報に協力し、当事者・目撃者に関わらず氏名・住所・連絡先を明らかにしなければならない。当施設は当該氏名等の情報を当該事故に必要な限度で利用でき、関係する官公署・医療機関等に提供できるものとする。

第4条（注意事項）

当施設では、利用者の安全確保のために対策を講じ努力をしておりますが、特有の危険が伴うことを理解し、利用者ご自身が注意深く行動し以下の危険を避けるようにしてください。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険 ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む
 - ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
 - ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険 ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（雪解けにともない樹木 まわりに 露出した地面）なども含む
 - ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
 - ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
 - ⑥ 雪上車両との衝突の危険
 - ⑦ スノーパークの利用にともなう危険
 - ⑧ スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険
 - ⑨ 自己転倒による危険
 - ⑩ 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険
 - ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
 - ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
 - ⑬ その他、これらに類する危険
- 2 当施設内の保護マットやネットは危険箇所や進入禁止エリアを示すもので、衝突の安全を保障するものではありません。
 - 3 当施設ではこの注意事項及び第2条・第3条で定めた禁止条項・行動規制を無視または軽視したことによる事故に関しては責任を 負いません。
 - 4 第2条・第3条に従っていただけないご利用者につきましては、当施設の利用をお断りいたします。またその際のリフト券払い戻しは一切行いません。

第5条（償請求及び費用負担）

当社では、禁止事項・行動規則・注意事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。

- 2 本約款等に違反し、閉鎖されたコースや立入禁止の区域に出たスキーフィールド利用者又はその知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独又は当社と関係官公署等が協力して救助活動を行いますが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキーフィールド利用者に請求させていただきます。
- 3 当施設内ならびに駐車場における利用者同士の事故・盗難等に対して責任を負いません。

第6条（不可抗力等）

天災その他の不可抗力に基づく事由により、当施設利用者の安全が確保できないおそれがある場合は、スキーフィールド又はリフトの全部又は一部の営業を休止することがあります。

第7条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体及び反社会団体員等（暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

第8条（利用約款の変更）

当社は以下の場合、裁量により利用約款を変更することができます。

- ① 利用約款の変更が、当施設利用者の一般の利益に適合するとき。
- ② 利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ③ 当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し通知します。
- ④ 変更後の利用約款の効力発生日以降にスキー場利用者が当施設を利用したときは、利用約款の変更に同意したものとみなします。

附則（2021年4月1日制定）

この約款は、2021年4月1日から適用する。